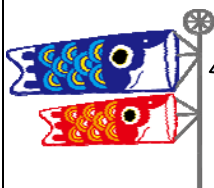
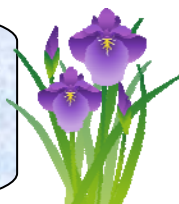


浜長保険センター安全だより(5月)

平成 29 年 5 月 2 日
浜長保険センター 第 6 号
TEL : 079-246-2561
FAX : 079-246-2571



風そよぐ木々の緑もまぶしい季節となりました。
五月晴れの空のように皆様のお気持ちが晴れやかで、ますますお元気でお過ごしのことと存じます。
皆様の一層のご発展とご活躍をお祈りしております。



事例 午後 11 時 30 分ころ、姫路西バイパスを南から北進中、無灯火の自転車が追い越し車線を逆走していてびっくりした。

非常に危険な自転車です。深夜でありバイパスを自転車で通行するはずはないという前提で前をよく見ていなかったり、前照灯を下向きにしたまま時速約 100 キロで走行していた場合、自転車の発見が遅れ重大事故になっていたかもしれません。

問 1 自転車で姫路バイパスを走れるの

結論 自転車で通行できません。

理由 高速自動車道は高速自動車国道法、自動車専用道路は道路法に自動車の出入が制限されています。

「**自動車による**以外の方法により通行してはならない」と規定されています。

問 自転車は自動車の仲間ではないのか？

答 高速自動車国道法や道路法に定められている「自動車」とは、道路運送車両法に規定する自動車をいうと定められています。

問 要するに通行できない車は何か？

答 高速自動車国道は、ミニカー、125cc 以下の二輪車、原付、小型特殊自動車、故障車をけん引している自動車、軽車両は通行禁止

自動車専用道路は、ミニカー、125cc 以下の二輪車、原付、**軽車両(自転車、荷車など)**は通行禁止

問 自動車専用道路は、小型特殊自動車、故障車をけん引している自動車は通行できるのか？

答 高速自動車国道は、最低速度 50 キロであり、小型特殊車(性能 15 キロ未満)や故障車けん引自動車(25~40 キロ)は最低速度制限違反に該当しますが、自動車専用道路は、法的に最低速度制限が定められていないので最低速度が指定されていない限り通行できます。しかし、現実には危険であり、一般道を通行しましょう。

問 2 姫路バイパスを自転車で走行すれば、どんな違反になるのか？

直接処罰規定はありません。道路管理者の命令に違反した場合に限って処罰されます。

道路管理者のパトロールカー、又は警察のパトロールカーが現場に急行し、一般道へ移動させられます。

問 3 発見した場合、どうすればいいのか？

ひき逃げにあったり、多重事故に発展する可能性もあり、極めて危険な行為であります。

道路緊急ダイヤル #9910 又は警察 110 番通報しましょう。